



●次の場合は、必ず学校へ連絡のうえ、自宅での休養をお願いします。

次のいずれも出席停止として扱います。(変更があればその都度連絡します。)

○新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合

発熱(37.5度以上または、体温が平熱より1度以上高い場合)、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・下痢などの症状がある、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合

医療機関を受診し、医師が指示する期間まで自宅で休養してください。

→医療機関で別の診断が出た場合は、その診断に従ってください。

○感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

濃厚接触者になる場合とは

感染者が発症する「2日前から」「手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)」以内で、マスクなどの必要な感染予防策なしに「15分以上」接触があった場合(認定される前でも、同居家族の感染が判明した場合は濃厚接触者扱いとします)

○同居家族がPCR検査、抗原検査を受検することとなった場合

○基礎疾患等のある生徒で、地域の感染状況を踏まえて、主治医に相談の上、登校を控えた場合

●出席停止については、以下の通りの扱いとします。

(1) 感染が判明した場合

「治癒するまでの間」出席停止とする。

「学校感染症等治癒通知書(登校許可書)【様式1】に医師の証明をもらい、学校(担任)に提出してください。(学園のホームページからもダウンロードできます)

(2) 感染者の濃厚接触者と特定された場合

保健所等に指示された期間。(めやす:感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して「2週間」出席停止とする。)

(3) 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合

医療機関を受診し、医師が指示する期間まで自宅で休養してください。

→医療機関で別の診断が出た場合は、その診断に従ってください。

(4) 同居家族がPCR検査、抗原検査を受検することとなった場合

同居家族が陰性となった場合、陰性と判明した日まで出席停止(新型コロナウイルス感染症の疑い)とする。

→同居家族の結果が陽性となった場合は(2)へ。

(5) 基礎疾患等のある生徒で、地域の感染状況を踏まえて、主治医に相談の上、登校を控えた場合

学校にご相談ください。

(2)～(4)について

「健康観察表」をコピー及び、「感染症治癒報告書【様式2】、保護者署名及び押印の上提出してください。

(学園のホームページからもダウンロードできます)

(3)については

『病院受診等が確認できる書類の写し(お薬情報、検査結果など)』もあわせて提出してください。

次の場合は、近くの医療機関、住んでいる所の相談窓口※に相談してください。

- 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合
- 重症化しやすい方で発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- 上記以外の方で、症状が続く場合(4日以上は必ず)

※広島県 電話相談窓口一覧連絡先 (24時間対応)

広島市、呉市、福山市以外の市町 [082-513-2567](tel:082-513-2567)[広島県各保健所]

広島市 [082-241-4566](tel:082-241-4566)[広島市各保健センター]

呉市 [0823-22-5858](tel:0823-22-5858)[呉市保健所] 福山市 [084-928-1350](tel:084-928-1350)[福山市保健所]

●感染症の予防(新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス etc.)

○十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事を心がけましょう。

○手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石けんで手を洗ってください。

○咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。

○帰宅後は、手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えましょう。

○部屋の換気を、1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ換えてください